

助成金申請書類作成の手引き

令和7年度 運輸・物流分野における脱炭素化支援事業

（お問い合わせ先・申請書の提出先）

大変お手数をおかけしますが、審査業務円滑化のため、お問い合わせについてはホームページ記載の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせいただきますようご協力お願い申し上げます。

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階西

ホームページ：<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/transportation>

【受付時間】

月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

9：00～17：00（12時～13時までは除く）

※「お問い合わせフォーム」については24時間受付

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

《 目 次 》

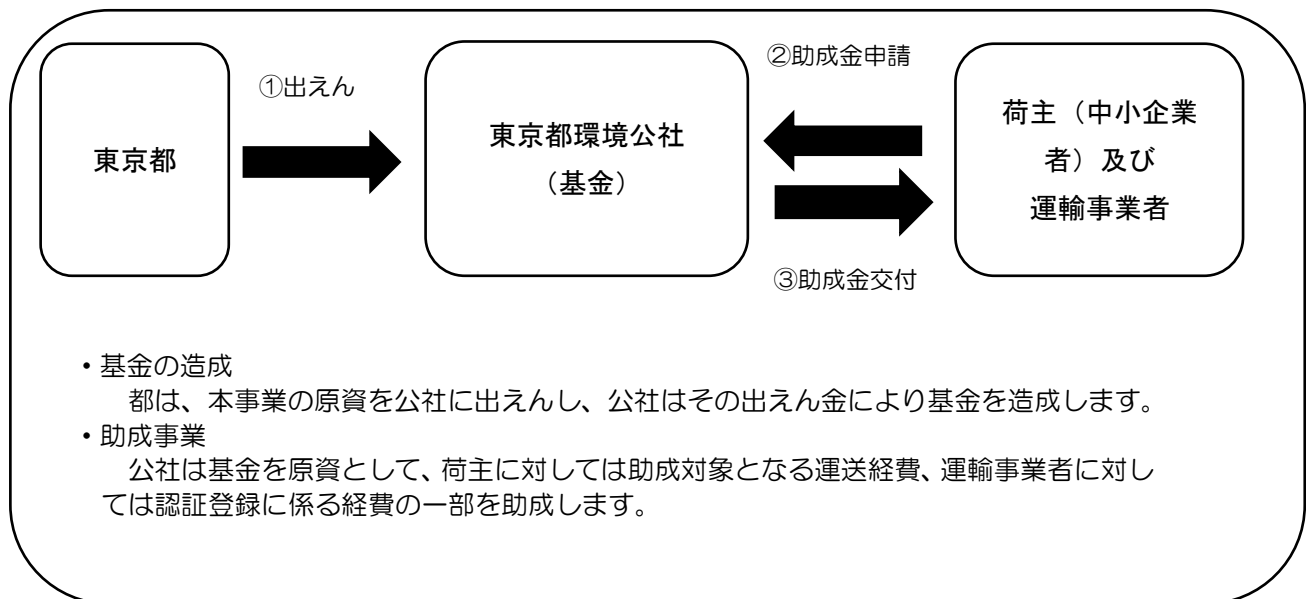
I	事業の概要.....	3
I.1	目的.....	3
I.2	事業スキーム.....	3
I.3	書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について.....	4
II	対象者における手続について.....	5
II.1	本助成金の概要図.....	5
II.1.1	荷主に対する運送費の助成金事業.....	5
II.1.2	運輸事業者に対する認証取得費の助成金事業.....	5
II.2	スケジュールフロー.....	6
II.2.1	荷主に対する運送費の助成金事業.....	6
II.2.2	運輸事業者に対する認証取得費の助成金事業.....	7
III	荷主に対する運送費の助成について.....	8
III.1	対象の確認.....	8
III.2	申請について.....	9
III.3	申請に必要な書類.....	10
III.4	交付決定金額について.....	155
III.5	郵送申請における申請書の記入方法について.....	16
IV	運輸事業者に対する認証取得費の助成.....	20
IV.1	対象の確認.....	200
IV.2	申請について.....	21
IV.3	申請に必要な書類.....	22
IV.4	交付決定金額について.....	25
IV.5	郵送申請における申請書の記入方法について.....	26

Ⅰ 事業の概要

Ⅰ.1 目的

運輸・物流分野における脱炭素化支援事業（以下「本事業」という。）とは、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が、脱炭素化等を実践する中小企業者等である荷主が、製品等の貨物自動車運送を行うに際し、グリーン経営認証制度及びISO14001の認証、東京都貨物輸送評価制度における「三つ星」評価（以下、「各認証等」という。）のいずれかを取得している貨物自動車運送事業者を利用する場合にその運送経費の一部を助成すること及び脱炭素化等を実践する運輸事業者が、グリーン経営認証制度及びISO14001の認証を新たに取得する場合の審査及び認証登録に係る経費の一部を助成することで、運輸・物流分野における都内企業の脱炭素化の促進を図ることを目的に実施するものです。

Ⅰ.2 事業スキーム



1.3 書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について

本助成金は、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。公社としましては、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

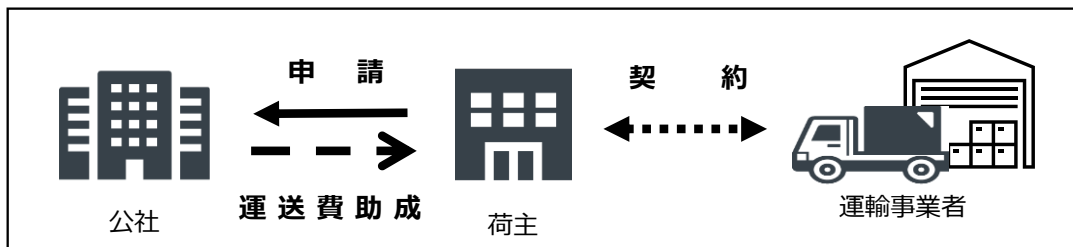
本助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

- (1) 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
- (2) 公社は申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
- (3) 前記事項に違反した場合は、公社からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、公社から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率 10.95%）を加えて返還していただきます。

II 対象者における手続について

II.1 本助成金の概要図

II.1.1 荷主に対する運送費の助成金事業



※荷主となるのは、荷物の所有者のみが対象となります。

※下請け会社の運送事業者は、荷主とは認められませんのでご注意ください。

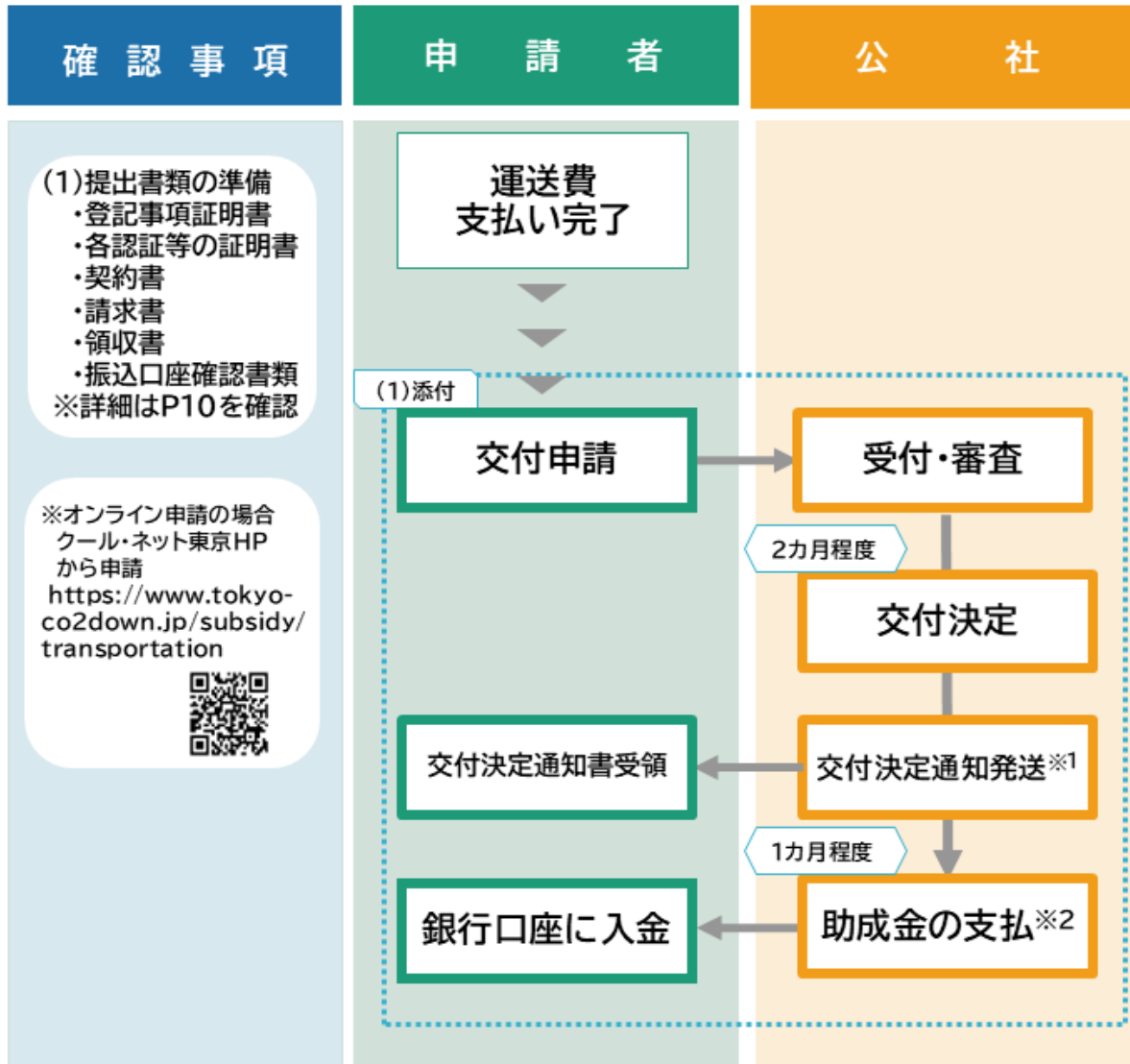
II.1.2 運輸事業者に対する認証取得費の助成金事業



※新規取得のみ対象です。更新は対象外となります。

II.2 スケジュールフロー

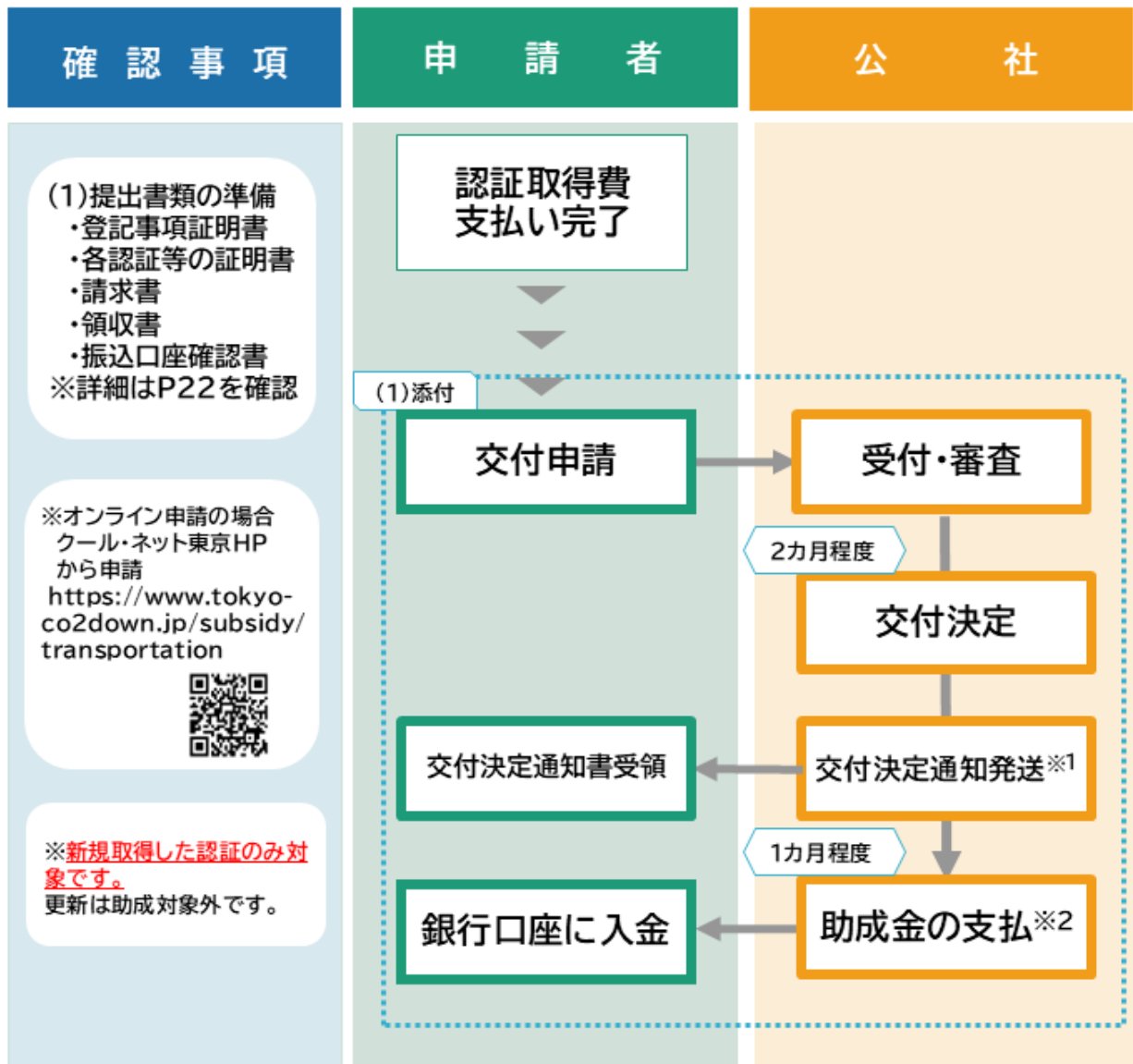
II.2.1 荷主に対する運送費の助成金事業



※1 公社は、申請書類の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、基金の範囲で本助成金の交付を決定し、交付決定通知書を発送します。

※2 公社は、交付決定通知書発送から14日間（撤回期間）のうちに、申請者が指定した口座に助成金の支払いを行います。

II.2.2 運輸事業者に対する認証取得費の助成金事業



※1 公社は、申請書類の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、基金の範囲で本助成金の交付を決定し、交付決定通知書を発送します。

※2 公社は、交付決定通知書発送から14日間（撤回期間）ののちに、申請者が指定した口座に助成金の支払いを行います。

Ⅲ 荷主に対する運送費の助成について

Ⅲ.1 対象の確認

申請する前に以下に該当するかご確認ください。

✓	確認事項
	(1) 国及び地方公共団体ではない
	(2) 国または地方公共団体が出資する法人・団体ではない
	(3) 税金の滞納がない
	(4) 刑事上の処分を受けていない
	(5) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等ではない
	(6) その他、公的資金の交付先として社会通念上適切である
	(7) 都内に事務所若しくは事業所を有する中小企業者等*1である
	(8) 助成対象経費（運送費）は申請者（荷主*2）が負担している
	(9) 荷主側と契約を結ぶ運送事業者の双方が関係会社ではない
	(10) 国や地方公共団体、その他事業者等の他の同種の助成金の交付を重複して受けていない
	(11) 契約相手先である貨物自動車運送事業者が各認証等（グリーン経営認証制度及び ISO14001 の認証、東京都貨物輸送評価制度における「三つ星」評価）のいずれかを取得している
	(12) 助成対象期間内（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）における運送費の申請である
	(13) 各認証等の有効期間内における運送費の申請である
	(14) その他、本事業の目的に沿ったものである
上記「✓」は該当するかご確認ください。また、 過去に虚偽申請（提出書類の偽装など）があった者は(6)に違反します。	

※1 「中小企業者等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、個人事業者）であって、大企業が実質的に経営に参画していないもの
- (2) 個別の法律に規定される法人であって、資本金の額が3億円以下又は常時使用する従業員数が300人以下であるもの

※2 「荷主」とは、**荷物の所有者のみで、下請け会社の運送事業者は荷主とは認められません。**

Ⅲ.2 申請について

(1) 申請について

申請の要件を満たした方は「荷主に対する運送費の交付申請」を行ってください。

(2) 申請方法

オンライン申請の場合は本事業ホームページの「荷主に対する運送費の交付申請」から申請してください。

※申請方法は「オンライン申請」と「紙申請」がありますが、令和7年度事業では紙申請の場合手続きに時間を要するため、**特別な事情がない限りオンラインでの申請を推奨しています。**

(3) 交付申請の受付期間

本事業は、令和9年度まで実施しますが、交付申請の受付は年度ごとに期間を設けて行います。本助成金の交付申請は、以下の日までに申請してください。

令和7年度オンライン申請受付期限：令和8年4月30日（木曜日）17：00 必着

令和7年度郵送申請受付期限：令和8年4月28日（火曜日）17：00 必着

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了しますので、関係書類が整い次第、速やかにご提出くださいますようご協力をお願いいたします。

※上記の受付期限については、やむを得ない事情があった場合でも延長はできませんのでご注意ください。

(4) 助成対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までにかかる運送費が助成対象です。

(5) 申請にあたっての留意事項

- ・審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。
- ・交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

III.3 申請に必要な書類

✓	書 類	容量
	(1) 助成金交付に係る申請書（第1号様式）※オンライン申請の場合、不要	
	(2) 誓約書（第2号様式）※オンライン申請の場合、不要	
	(3) 助成金口座振替依頼書（第3号様式）※オンライン申請の場合、不要	
	(4) 申請者（荷主）の登記事項証明書（現在事項全部証明書） （申請受付日から3か月以内に発行されたもの）	10MB
	(5) 運送事業者が所有する最新の各認証等 いずれかの証明書又は、運送事業者の各認証等取得が確認できる認証機関の Web ページの印刷画面 ・グリーン経営認証制度 ・ISO14001 の認証 ・東京都貨物輸送評価制度における「三つ星」評価	10MB
	(6) 認証取得運送事業者と締結している契約書	10MB
	(7) 請求書等のコピーすべて	10MB
	(8) 領収書等のコピーすべて	10MB
	(9) 振込先口座が確認できる書類（通帳見開きのコピー等）	10MB
	(10) その他会社が認める書類	10MB
上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合はその他会社が必要と認める書類として提出を求めます。		

各書類は審査で必要となるため、記載事項が指定されています。まずは書類一覧を表示し、記載事項の詳細については、一覧の次に記載します。

オンライン申請の場合、各書類をスキャナなどでデータ化してください。記載の容量は上限容量です。容量以内のデータを作成してください。

※書類の偽装など悪質な虚偽申請があった場合、「I.3 書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について」に記載のとおり今後の助成金申請ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

※不備があった場合、メールや電話にて修正や書類の提出依頼をいたしますが、場合によっては一度受付を取消し、再度ご申請いただくことがあります。また修正や書類提出の連絡に対して20日間ご連絡が取れなかった場合、申請は取消とし、書類は破棄させていただきます。

※各項目を満たしていない場合は、再提出を求めますので提出の際は必ずご確認ください。

(4)～(9)の確認事項等が確認できない場合等はその他書類の提出を求めます。

《必要書類の記載事項詳細》

(1) 助成金交付に係る申請書（第1号様式）

(2) 誓約書（第2号様式）

(3) 助成金口座振替依頼書（第3号様式）

【確認項目】

- ① 郵送申請である(オンライン申請の場合は提出不要)
- ② 必要な事項をすべて記入している
- ③ 第2号様式の誓約事項を必ず確認した上で、交付申請書の誓約チェック項目欄に✓している

(4) 申請者（荷主）の登記事項証明書（現在事項全部証明書）

【確認項目】

- ① 都内事業所を有している ※都内に事務所・事業所がない場合は対象外
- ② 申請受付日から3か月以内に発行されていること

・登記事項に都内事務所の掲載がない場合

- 法人都民税納税証明書
- 法人事業税納税証明書 のいずれか1つ

・納税証明書も用意できない場合

- 法人設立・設置届出書
- 直近の確定申告書または開業届 のいずれか1つ

※以下の確認がとれない場合他の書類の提出を求める場合がございます。

【確認項目】

- ① 各都内の管轄する事務局の押印
- ② 電子申請の場合は、電子受付日が記載されているか

・個人事業主の場合

➢ 個人事業税納税証明書

都税事務所が発行したもので、令和6年度の個人事業税の納税証明書で完納しているもの（未納額が0円）。

➢ 個人事業の開業・廃業等届出書（控え）いずれか1つ

設立年度に申請する場合は「個人事業の開業・（廃業等）届出書」の写し、非課税の場合は令和5年分又は令和6年分の「確定申告書B」の写しを提出すること。

【確認項目】

- ① 税務署の受領印があること
- ② e-Tax で受領印がない場合は、受信通知のメッセージ画面を印刷し、あわせて提出

(5) 運送事業者が所有する最新の各証明書、

運送事業者の各認証等取得が確認できる認証機関の Web ページ のいずれか 1 つ

【認証の種類】

> グリーン経営認証制度

<https://www.green-m.jp/request/report/>

> ISO14001 の認証

https://www.jab.or.jp/compatible_organizations?page=1&standards=140012015

> 東京都貨物輸送評価制度における「三つ星」評価

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/sgw/nenpi-hyoka/press>

【確認項目】

①各認証等の取得ができていことがわかる証明書であること

②認証日等の日付がわかること（認証取得日、更新登録日、有効期限等）

※三つ星評価の場合は評価対象期間により助成対象期間が異なります。

以下の助成対象期間中の運送費であることをご確認ください。

【令和6年度・令和7年度の両方の三つ星評価の場合】

令和7年4月1日～令和8年3月31日の期間の運送費が対象

【令和6年度のみ三つ星評価の場合】

令和7年4月1日～令和7年度三つ星評価決定前日（6月下旬を予定）の期間の運送費が対象

【令和7年度のみ三つ星評価の場合】

令和7年度三つ星評価決定日（6月下旬を予定）～令和8年3月31日の期間の運送費が対象

※三つ星評価の決定があり次第、助成対象期間をお知らせいたします。

注意事項

- ・ 契約している運送事業者の事業所が、認証の範囲に適合しているか確認してください。
- ・ 本社のみ認証を取得している場合は、助成対象外ですので運送事業者に契約している事業所の住所が認証の範囲内か確認してください。
- ・ 申請者と契約を結ぶ運送事業者が親会社、子会社、その他関連法人等との取引により生じる費用は助成対象外です。

（関連法人等の例）

自社と資本関係のある法人、役職員等を兼任している法人、代表者の三親等以内の親族が経営する法人、自社と顧問契約・アドバイザー契約等を締結している法人等（個人事業者、団体等を含む）

(6) 認証取得運送事業者と締結している契約書

【確認項目】

- ① 契約者両社が申請した事業者名であること
- ② (5)で提出された証明書等と契約相手先(運送事業者)の事業所が一致していること
- ③ 契約者両社の押印がされていること
(オンライン契約の場合、タイムスタンプ等契約の成立がわかるものを提出すること)
- ④ 助成対象期間中(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)に有効であること

(7) 請求書等のコピーすべて

【確認項目】

- ① 宛名が申請者と同一名義であること
- ② 発行元が申請された運送事業者と同一名義であること
- ③ 助成対象期間内(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)の費用であること
- ④ 費用の内訳が分かること(例:運送項目、単価、距離など)

注意事項

- 助成対象経費の対象は運送費です。人件費や賃料、保管料などは助成対象外です。
- 請求書記載の項目について、問い合わせをする可能性があります。

(8) 領収書等のコピーすべて

- 請求書に記載された全額分の領収書が必要。
- 銀行振込の場合についても領収書を提出すること。
(振込先に領収書の発行を依頼し提出してください)

【確認項目】

- ① 宛名が申請者と同一名義であること
- ② 発行元が申請された運送事業者と同一名義であること
- ③ (7)で提出された請求書に対する領収書であること(請求書と同一金額である)
- ④ 収入印紙の貼付があること

- 領収書が提出できない場合は、以下の2つの書類を提出
 - 入出金明細書
 - ネットバンキングの完了画面または振込日以降の取引画面印刷

【確認項目】

- ① 依頼人が申請者と同一名義であること
- ② 受取人が申請された運行事業者と同一名義であること
- ③ (7)で提出された請求書等に対する振込が分かること
- ④ 「総合振込」等で作成したデータの合計金額と入出金明細の金額が一致すること

(振込依頼一覧等の支払いがなされたことの確認が取れないものは不可とします。)

(9) 振込先口座が確認できる書類（通帳見開きのコピー等）

【確認項目】

- ①銀行名、支店名、口座番号、口座名義人
- ②定期預金口座でないこと
- ③通帳の場合は、表紙及び見開き面のコピー
- ④キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの画面印刷なども可
- ⑤当座預金場合は、小切手帳や金融機関発行の取引明細書でも可

Ⅲ.4 交付決定金額について

$$\text{交付決定金額} = \text{助成対象経費} \times 1/2 \text{ (上限 100 万円、千円未満切捨て)}$$

- (1) 上限額は 1 申請あたりの上限額ではなく、**1 事業者あたりの上限額**です。既に本助成事業で 100 万円の交付申請額を申請している方はそれ以上申請できませんのでご注意ください。
- (2) 助成対象経費は「**運送費（税抜）（助成対象期間内に要する費用）**」です。契約書等の作り方や請求書の作り方により、助成対象経費が分かりにくい場合は、分かるよう算出書類等をご提出いただく場合がございます。発注内容が書面で分からない場合は均等割する可能性もありますのでご注意ください。
- (3) 運送費は積み下ろし、荷物の移動に係る経費等を指します。
助成対象：運賃、燃料サーチャージ、高速代等
助成対象外：人件費、保管料、賃料等

※令和7年4月1日から令和8年3月31日までの契約で、各月の請求金額（明細）が不明であり、運送事業者へ直接確認や調査を経た上でも分からない場合、請求金額を日割りした上で算出すること（助成対象期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの経費を算出）

$$\text{助成対象経費} = \text{契約対象経費} \times \text{助成対象期間（日数）} / \text{契約期間（日数）}$$

ただし、調査中に明らかに悪意のある書類や対応があった場合、「公的資金の交付先として社会通念上適切ではない。」と判断します。

III.5 郵送申請における申請書の記入方法について

第1号様式（第7条関係）

年	月	日	本書作成日
---	---	---	-------

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

名 称	[申請事業者]
代表者役職 及び氏名	

運輸・物流分野における脱炭素化支援事業 助成金交付申請書

運輸・物流分野における脱炭素化支援事業に係る助成金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。
なお、同要綱に定めるところに従うことを承知の上申請します。

1 申請担当者の情報（交付決定通知書等送付先）

申請者	種 類	①荷主に対する支援	②運輸事業者に対する支援	○を選択
	住 所	〒 [] 都 道 府 県 []		
	会 社 名	[]		
	代 表 者 役 職 ・ 氏 名	担 当 者 氏 名	[]	
	取 扱 電 話 番 号 メー ル ア ド レ ス	担 当 者 電 話 番 号	[]	

交付決定通知書送付先

不篇連絡先

2 都内に所在する事務所若しくは事業所の情報 （申請担当者情報と異なる場合のみ記入）※上記種類が①の場合にのみ記載

申請者	住 所	〒 [] 都 道 府 県 []
	会 社 名	[]

該当する場合は入力すること

3 契約相手先（運送事業者）の情報 ※上記種類が①の場合にのみ記載 ※契約相手先が複数ある場合は本様式を複写の上、使用すること ※1事業者100万円が上限

契約書等に記載された事業者	取得認証等	[]					
	初回登録日 ※ア・イのみ	年	月	日	青森県 ※ア		
	取得認証の 登録番号	[]					
	住 所	〒 [] 都 道 府 県 []					
	会 社 名	[]					
助成対象申請期間	令和	年	[]	～	[]	申請期間及び対象運送費（税抜）情報を入力	
助成対象経費（税抜）	[]	円	申請金額	[]	0	円	自動で算出

↑助成対象計算シートの（A）の値を入力 ↑助成対象計算シートの（B）の値と一致

認証の証明書記載の情報を入力
証明書記載の事業所と一致することを確認してください。

4 新規取得認証の情報 ※上記種類が②の場合にのみ記載

新規取得認証	こちらは記入する必要はありません。						
取得取得した事業所	[]						
助成対象経費（税抜）	[]						
認証番号	[]	取得日	令和	[]	年	[]	月

※認証取得事業所が複数ある場合は本様式を複写の上、使用すること

① 荷主に対する支援を申請する事業者の方のみ提出

1 中小企業者等の確認（各種法人含む）

中小企業基本法上の類型			
資本金		万円	(登記簿記載の) 申請事業者の情報を入力
従業員数		人	(従業員の数)
判定項目 (記入の必要ありません)			自動で判定

- ・ 中小企業の要件として、中小企業基本法第2条に基づき、下記表の資本金または従業員数の**どちらかの**条件を満たす必要がある。

中小企業基本法上の類型	資本金	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

<記入の手順>

- ① 自社が日本標準産業分類のどの業種に該当するか選ぶ（総務省のホームページを参照）。
http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html
複数の業種がある場合は、売上高が最も大きい業種を選ぶ。
- ② 自社の業種が「中小企業基本法上の類型」のどれに該当するかを確認する。
https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf
- ③ 記入欄の4つの類型から、該当するもの1つ選択する。
- ④ 資本金・従業員数を記入する。
- ⑤ 判定項目が「○」の場合は中小企業要件を満たしております。

2 荷主の確認

- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第109条で規定する者である。

内容を確認の上✓

荷主の要件を満たしている

運輸・物流分野における脱炭素化支援事業
誓約書

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

運輸・物流分野における脱炭素化支援事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が要綱第3条に規定する助成対象者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約いたします。申請の内容に虚偽の記述があった場合には、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ正確な申請を行うことを誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第12条第1項の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、要綱第13条第1項に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、貴公社理事長又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。
- ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者

すべての内容を確認の上、同意する場合は「✓」

上記に該当する暴力団関係者ではありません。

その他の誓約事項

- 申請者は、税金の滞納がなく、刑事上の処分を受けておらず、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者です。
- 提出した申請書の記載内容に軽微な誤りがあった場合は、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲において訂正される可能性があることについて同意します。
- 国や地方公共団体、その他事業者等の他の同種の助成金の交付を重複して受けていない
- 申請書類および添付書類の内容に虚偽はありません。
- 「(荷主に対する支援)の申請者の場合)荷主側と契約を結ぶ運輸事業者の双方が関係会社ではありません。

上記に該当する全ての項目にチェック☑が入っていることを確認し、申請者が記入すること。

年 月 日

本書作成日

法人名	
代表者役職 及び氏名	

上記に同意する申請者情報を記入

* 法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

年	月	本書作成日
---	---	-------

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

(申請者)

住所		申請事業者
名称		
代表者役職 及び氏名		

運輸・物流分野における脱炭素化支援事業

助成金口座振込依頼書

運輸・物流分野における脱炭素化支援事業に係る助成金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、同要綱に定めるところに従うことを承知の上申請します。

助成金振込先 ※ゆうちょ銀行の場合、振込用の口座情報を記入

金融機関			
金融機関コード (数字4ケタ)			振込銀行名 (カタカナで記入)
支店コード (数字3ケタ)			支店名 (カタカナで記入)
預金種別 (該当に○) 普通・当座 その他 ()		口座番号 (右詰めで記入してください)	助成金振込先情報
口座名義人 (カタカナ)			

(注) 振込口座が確認できる資料 (通帳の見開き面等) のコピーを添付すること

- | |
|---|
| <p>■記載方法に関する注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座名義人は、申請者と同一名義であること ・振込銀行名、支店名、口座名義は、カタカナで記入 ・濁点、半濁点は一文字分とする ・口座名義は、前株の場合は「カ」●●、後株の場合は、「●●(カ)」と記入 ・口座名義が枠内 (30文字) を超える場合は、名義名称の冒頭から30文字までを記入 <p>■振込口座が確認できる資料に関する注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が読み取れる内容であること ・当座預金で通帳がない場合は、小切手帳や取引明細書、当座勘定照合等の写 |
|---|

Ⅲ 終了

IV 運輸事業者に対する認証取得費の助成

IV.1 対象の確認

申請する前に以下に該当するかご確認ください。

✓	確認事項
	(1) 国及び地方公共団体ではない
	(2) 国または地方公共団体が出資する法人・団体ではない
	(3) 税金の滞納がない
	(4) 刑事上の処分を受けていない
	(5) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等ではない
	(6) その他、公的資金の交付先として社会通念上適切である
	(7) 都内に事務所若しくは事業所を有する運輸事業者*である
	(8) 国や地方公共団体、その他事業者等の他の同種の助成金の交付を重複して受けていない
	(9) 助成対象期間内（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）に新たに次のいずれかの認証を新規に取得したものである ※更新は助成対象外です。 ① グリーン経営認証制度の認証 ② ISO14001 の認証
	(10) その他、本事業の目的に沿ったものである
上記「✓」は該当するかご確認ください。また、 過去に虚偽申請（提出書類の偽装など）があった者は(6)に違反します。	

※「運輸事業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項の**一般貨物自動車運送事業を営む者**、同条第3項の**特定貨物自動車運送事業**を営む者及び同条第4項の**貨物軽自動車運送事業**を営む者。
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する**一般旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業**を営む者。

IV.2 申請について

(1) 申請について

申請の要件を満たした方は「運輸事業者に対する認証取得費の交付申請」を行ってください。

(2) 申請方法

本事業ホームページの「運輸事業者に対する認証取得費の交付申請」から申請してください。

※申請方法は「オンライン申請」と「紙申請」がありますが、令和7年度事業では紙申請の場合手続きに時間を要するため、**特別な事情がない限りオンラインでの申請を推奨しています。**

(3) 交付申請の受付期間

本事業は、令和9年度まで実施しますが、交付申請の受付は年度ごとに期間を設けて行います。本助成金の交付申請は、以下の日までに申請してください。

令和7年度オンライン申請受付期限：令和8年4月30日（木曜日）17：00 必着

令和7年度郵送申請受付期限：令和8年4月28日（火曜日）17：00 必着

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了しますので、関係書類が整い次第、速やかにご提出くださいますようお願いいたします。

※上記の受付期限については、やむを得ない事情があった場合でも延長はできませんのでご注意ください。

(4) 助成対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに取得した認証にかかる審査及び認証登録経費が助成対象です。助成対象経費に係るすべての領収書が必要なため、支払についてもすべて完了しているものが対象となります。

(5) 申請にあたっての留意事項

- ・ **新規取得のみ対象です。更新は対象外となります。**
- ・ 審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。
- ・ 交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・ 職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

IV.3 申請に必要な書類

✓	書 類	容量
	(1) 助成金交付に係る申請書（第1号様式）※オンライン申請の場合、不要	
	(2) 誓約書（第2号様式）※オンライン申請の場合、不要	
	(3) 助成金口座振替依頼書（第3号様式）※オンライン申請の場合、不要	
	(4) 申請者（荷主）の登記事項証明書（現在事項全部証明書） （申請受付日から3か月以内に発行されたもの）	10MB
	(5) 新規取得した認証（グリーン経営認証制度又は ISO14001 の認証）いずれかの証明書、又は各認証取得が確認できる認証機関の Web ページの印刷画面	10MB
	(6) グリーン経営認証制度又は ISO14001 の認証いずれかの審査及び認証登録経費の請求書コピー	10MB
	(7) グリーン経営認証制度又は ISO14001 の認証いずれかの審査及び認証登録経費の領収書コピー	10MB
	(8) 振込先口座が確認できる書類（通帳見開きのコピー等）	10MB
	(9) その他公社が認める書類	10MB
上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合はその他公社が必要と認める書類として提出を求めます。		

各書類は審査で必要となるため、記載事項が指定されています。まずは書類一覧を表示し、記載事項の詳細については、一覧の次に記載します。

オンライン申請の場合、各書類をスキャナなどでデータ化してください。記載の容量は上限容量です。容量以内のデータを作成してください。

※書類の偽装など悪質な虚偽申請があった場合、「I.3 書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について」に記載のとおり今後の助成金申請ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

※不備があった場合、メールや電話にて修正や書類の提出依頼をいたしますが、場合によっては一度受付を取消し、再度ご申請いただくことがあります。また修正や書類提出の連絡に対して 20 日間ご連絡が取れなかった場合、申請は取消とし、書類は破棄させていただきます。

※各項目を満たしていない場合は、再提出を求めますので提出の際は必ずご確認ください。

(4)～(8)の確認事項等が確認できない場合等はその他書類の提出を求めます。

《必要書類の記載事項詳細》

(1) 助成金交付に係る申請書（第1号様式）

(2) 誓約書（第2号様式）

(3) 助成金口座振替依頼書（第3号様式）

【確認項目】

- ① 郵送申請である(オンライン申請の場合は提出不要)
- ② 必要な事項をすべて記入している
- ③ 第2号様式の誓約事項を必ず確認した上で、交付申請書の誓約チェック項目欄に✓している

(4) 申請者（荷主）の登記事項証明書（現在事項全部証明書）

【確認項目】

- ① 都内事業所を有している ※都内に事務所・事業所がない場合は対象外
- ② 申請受付日から3か月以内に発行されていること

・登記事項に都内事務所の掲載がない場合

- 法人都民税納税証明書
- 法人事業税納税証明書 のいずれか1つ

・納税証明書も用意できない場合

- 法人設立・設置届出書
- 直近の確定申告書または開業届 のいずれか1つ

※以下の確認がとれない場合他の書類の提出を求める場合がございます。

【確認項目】

- ① 各都内の管轄する事務局の押印
- ② 電子申請の場合は、電子受付日が記載されているか

・個人事業主の場合

- 個人事業税納税証明書

都税事務所が発行したもので、令和6年度の個人事業税の納税証明書で完納しているもの（未納額が0円）。

- 個人事業の開業・廃業等届出書（控え）いずれか1つ

設立年度に申請する場合は「個人事業の開業・（廃業等）届出書」の写し、非課税の場合は令和5年分又は令和6年分の「確定申告書B」の写しを提出すること。

【確認項目】

- ① 税務署の受領印があること
- ② e-Tax で受領印がない場合は、受信通知のメッセージ画面を印刷し、あわせて提出

- (5) 新規取得した認証の証明書、
各認証取得が確認できる認証機関の Web ページ のいずれか 1 つ

【認証の種類】

- > グリーン経営認証制度
- > ISO14001 の認証

【確認項目】

- ①各認証等の取得ができていることがわかること
- ②認証日等の日付がわかること（認証取得日、有効期限等）
- ③認証されている法人名や事業所名等がわかること

注意事項

- ・更新は本事業では対象ではありません。

- (6) 取得した認証の審査及び認証登録経費の請求書のコピー

【確認項目】

- ①宛名が申請者と同一名義であること
- ②発行元が(5)の認証されている法人名や事業所名等と同一名義であること
- ③助成対象期間内（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の費用であること
- ④内訳に審査及び認証登録経費以外の費用が含まれていないこと

注意事項

- ・東京都内の事業所の認証に係る経費が助成対象となります。
- ・審査及び認証登録経費以外の費用を含む場合は申告の上、申請金額から減額してください。

- (7) 取得した認証の審査及び認証登録経費の領収書のコピー

【確認項目】

- ①宛名が申請者と同一名義であること
- ②発行元が取得した認証の認証機関であること

- (8) 振込先口座が確認できる書類（通帳見開きのコピー等）

【確認項目】

- ①銀行名、支店名、口座番号、口座名義人
- ②定期預金口座でないこと
- ③通帳の場合は、表紙及び見開き面のコピー
- ④キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの画面印刷なども可
- ⑤当座預金場合は、小切手帳や金融機関発行の取引明細書でも可

IV.4 交付決定金額について

$$\text{助成金額} = \text{助成対象経費} \times 1/2 \text{ (上限 50 万円、千円未満切捨て)}$$

助成対象経費は「**審査及び認証登録経費（税抜）**」です。

助成対象：審査料金、登録料金等

助成対象外：宿泊費、交通費等

運輸事業者が都内に事業所を有していることが条件であり、東京都内の事業所の認証に係る経費が助成対象となります。都外事業所の認証に係る経費（出張費等）は助成対象外とさせていただきます。

IV.5 郵送申請における申請書の記入方法について

第1号様式（第7条関係）

	年 月	本書作成日
公益財団法人 東京都環境公社理事長 殿	名 称	申請事業者
	代表者役職 及び氏名	

運輸・物流分野における脱炭素化支援事業 助成金交付申請書

運輸・物流分野における脱炭素化支援事業に係る助成金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。
なお、同要綱に定めるところに従うことを承知の上申請します。

1 申請担当者の情報（交付決定通知書等送付先）

申請者	種 類	①荷主に対する支援	②運輸事業者に対する支援	○を選択
	住 所	〒 都 道 県		
	会 社 名	交付決定通知書送付先		
	代 表 者 役 職 ・ 氏 名	担 当 者 氏 名	不備連絡先	
取 扱 電 子 郵 件 ア ド レ ス	電 話 番 号			

2 都内に所在する事務所若しくは事業所の情報 （申請担当者情報と異なる場合のみ記入）※上記種類が①の場合にのみ記載

申請者	住 所	〒 都 道 県
	こちらは記入する必要はありません。	

3 契約相手先（運送事業者）の情報 ※上記種類が①の場合にのみ記載 ※契約相手先が複数ある場合は本様式を複写の上、使用すること ※1事業者100万円が上限

契約書等に 記載された 事業者	取得認証等						
	初回登録日 ※ア・イのみ	年	月	有効期限 ※ア・イのみ	年	月	
	取得認証	こちらは記入する必要はありません。					
	住 所						
	会 社 名						
助成対象 申請期間	令和	年	～	令和	年		
助成対象 経費(税抜)	円		申請金額	0 円			

↑助成対象計算シートの（A）の値を入力 ↑助成対象計算シートの（B）の値と一致

4 新規取得認証の情報 ※上記種類が②の場合にのみ記載

新規取得認証	申請者が新規に取得した認証情報を入力					
新規取得した事業所名・住所						
認証取得費（税抜）	円	申請金額	0 円			自動で算出
認証番号	取得日	令和	年	月	日	

※認証取得事業所が複数ある場合は本様式を複写の上、使用すること

運輸・物流分野における脱炭素化支援事業
誓約書

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

運輸・物流分野における脱炭素化支援事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が要綱第3条に規定する助成対象者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約いたします。申請の内容に虚偽の記述があった場合には、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ正確な申請を行うことを誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第12条第1項の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、要綱第13条第1項に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、貴公社理事長又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。
- ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者

すべての内容を確認の上、同意する場合は「✓」

上記に該当する暴力団関係者ではありません。

その他の誓約事項

- 申請者は、税金の滞納がなく、刑事上の処分を受けておらず、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者です。
- 提出した申請書の記載内容に軽微な誤りがあった場合は、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲において訂正される可能性があることについて同意します。
- 国や地方公共団体、その他事業者等の他の同種の助成金の交付を重複して受けていない
- 申請書類および添付書類の内容に虚偽はありません。
- 「(「荷主に対する支援」の申請者の場合)荷主側と契約を結ぶ運輸事業者の双方が関係会社ではありません。

上記に該当する全ての項目にチェック☑が入っていることを確認し、申請者が記入すること。

年 月 日

本書作成日

法人名	
代表者役職及び氏名	

上記に同意する申請者情報を記入

* 法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

第3号様式（第7条関係）

年	月	本書作成日
---	---	-------

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

(申請者)

住所		申請事業者
名称		
代表者役職 及び氏名		

運輸・物流分野における脱炭素化支援事業
助成金口座振込依頼書

運輸・物流分野における脱炭素化支援事業に係る助成金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。
なお、同要綱に定めるところに従うことを承知の上申請します。

助成金振込先 ※ゆうちょ銀行の場合、振込用の口座情報を記入

金融機関			
金融機関コード (数字4ケタ)			振込銀行名 (カタカナで記入)
支店コード (数字3ケタ)			支店名 (カタカナで記入)
預金種別 (該当に○)		口座番号 (右詰めで記入してください)	
普通・当座			
その他 ()			
口座名義人 (カタカナ)			

(注) 振込口座が確認できる資料（通帳の見開き面等）のコピーを添付すること

- | |
|--|
| <p>■記載方法に関する注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座名義人は、申請者と同一名義であること ・振込銀行名、支店名、口座名義は、カタカナで記入 ・濁点、半濁点は一文字分とする ・口座名義は、前株の場合は「カ）●●」、後株の場合は、「●●(カ)」と記入 ・口座名義が枠内（30文字）を超える場合は、名義名称の冒頭から30文字までを記入 <p>■振込口座が確認できる資料に関する注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が読み取れる内容であること ・当座預金で通帳がない場合は、小切手帳や取引明細書、当座勘定照合等の写 |
|--|

IV 終了

東京都
運輸・物流分野における脱炭素化支援事業
助成金申請書類作成の手引き

◇発行・編集 令和7年 4月14日

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）
〒163-0810
東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NS ビル10階

《お問い合わせ》

ホームページ記載の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせいただきますようご協力お願い申し上げます。